

公示用設計図書の施行条件等に対する質問票

平成26年12月26日

土木部道路維持課事業係 あて

会社名

電話番号

FAX番号

担当者(所属(職)

氏名

)

公示用設計図書に係わる施行条件等について、次のとおり質問いたします。

開札予定日時	平成27年1月27日 13時30分
件名	エルムトンネルで使用する業務用電力
質問内容	1 原子力発電所の発電停止等、発電状況の著しい変化により、弊社が電気事業法第19条第1項の規定にもとづき電気料金単価の値上げを含む電気供給約款の改定について申請し、経済産業大臣より改定についての認可を受けた場合、 <u>または弊社が電気事業法にもとづき電気料金単価の値下げを含む電気供給約款の改定を行う場合</u> 、以下の取扱いを認めていただけるか確認したい。
	・電気供給約款の改定と同様の根拠により特定規模需要の基本的な供給条件を規定した電力契約標準約款の料金単価を改定する状況において、契約金額の改定を弊社から申し出する場合には、電気供給約款の改定日からの契約金額の改定に応じていただけるか。
	・契約金額の改定に応じていただけない場合、再入札により改定実施日以降の供給者を選択していただけるか。
	2 弊社落札の場合、「電力契約標準約款(高圧)(平成26年11月1日実施)」に基づく延滞利息制度の適用は可能か。

注1 質問票のあて先は、道路維持課事業係あてとする。

注2 回答文については道路維持課にて閲覧に供するとともに、建設局ホームページ上で公開する。

注3 調達件名ごとに記載し、欄が足りない場合は別紙としてください。

回答

回 答 内 容	1 経済事情等の変化等により電力契約標準約款を改定した場合は、契約書第 12 条に基づき、
	契約金額の改定は可能です。
	なお、経済事情等の変化等の判断については、平成 26 年 1 月 1 日に実施された値上げ
	の事由などを基本に協議することとなります。
	また、値上げに伴う年度予算への影響などから、発注者側において別の調達先との契約を
	行う場合があります。そのような状況となったときには、発注者及び受注者合意による契約
	解除に応じていただきます。
	2 受注者の申し出により延滞利息制度の適用は可能です。発注者との協議によって契約書に
	以下に例示する規定を追加することになります。
	第〇条 発注者が料金を、支払期日を経過してなお支払わない場合、受注者は、
	支払期日の翌日から支払いの日までの期間の日数に応じて延滞利息を請求できる。
	2 前項の延滞利息は、その算定の対象となる料金から、消費税等相当額から次の
	算式により算定された金額を差し引いたもの及び再生可能エネルギー発電促進賦課
	金を差し引いた金額に年 10 パーセントの割合を乗じて算定した金額とする。
	(算式) 再生可能エネルギー発電促進賦課金 × 8 / 108
なお、消費税相当額及び算式により算定された金額の単位は 1 円とし、端数は切捨	
とする。	